

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 小阪合ポンプ場 流入ゲート設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、小阪合ポンプ場に設置されている流入ゲート設備の補修を行うものです。

本設備はポンプ場の汚水送水運転や雨水排水運転を行ううえで重要な設備であるが、日常点検において、腐食、損傷が発見され、動作に支障が発生しているため、補修工事を行うものです。

本設備は、株式会社森田鉄工所が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を施工できるのは、株式会社森田鉄工所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社大阪営業支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。